

議案第 6 2 号

渋川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 1 2 日 提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

渋川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「。次項において「赤城村特殊勤務手当条例」という。」及び「。次項において「組合特殊勤務手当条例」という。」を削る。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等業務手当）

3 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第 2 条第 3 号の規定は適用しない。

4 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、3, 0 0 0 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務に従事した場合にあっては、4, 0 0 0 円）とする。

別表感染症の病気にかかっていると認められる者の収容又は消毒に従事した職員の項及び道路舗装作業に従事した現業職員の項を次のように改める。

感染症の病気にかかっていると認められる者の収容又は消毒に従事した職員	日額	5 0 0
道路舗装作業に従事した現業職員	日額	2 0 0

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 8 日から適用する。

理 由

新型コロナウイルス感染症の防疫等業務に係る手当を支給するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p style="text-align: center;">附 則 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の渋川市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年渋川市条例第14号）、伊香保町職員の特殊勤務手当支給条例（平成13年伊香保町条例第4号）、小野上村職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和52年小野上村条例第26号）、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年赤城村条例第16号）<u>若しくは北橋村職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和57年北橋村条例第22号）又は解散前の渋川地区医療事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年渋川地区医療事務組合条例第21号）</u>（以下「合併等前の条例」という。）の規定により支給すべき理由を生じた特殊勤務手当については、合併等前の条例の例による。 <u>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等業務手当）</u></p> <p>3 <u>職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第2条第3号の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務に従事した場合には、4,000円）とする。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">業務内容</th> <th style="width: 30%;">基準</th> <th style="width: 40%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみの収集及び運搬の業務に従事した職員</td> <td>1日</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	基準	支給額	ごみの収集及び運搬の業務に従事した職員	1日	円	<p style="text-align: center;">附 則 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の渋川市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年渋川市条例第14号）、伊香保町職員の特殊勤務手当支給条例（平成13年伊香保町条例第4号）、小野上村職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和52年小野上村条例第26号）、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年赤城村条例第16号。<u>次項において「赤城村特殊勤務手当条例」という。</u>）若しくは北橋村職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和57年北橋村条例第22号）又は解散前の渋川地区医療事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年渋川地区医療事務組合条例第21号。<u>次項において「組合特殊勤務手当条例」という。</u>）（以下「合併等前の条例」という。）の規定により支給すべき理由を生じた特殊勤務手当については、合併等前の条例の例による。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">業務内容</th> <th style="width: 30%;">基準</th> <th style="width: 40%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみの収集及び運搬の業務に従事した職員</td> <td>1日</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	基準	支給額	ごみの収集及び運搬の業務に従事した職員	1日	円
業務内容	基準	支給額											
ごみの収集及び運搬の業務に従事した職員	1日	円											
業務内容	基準	支給額											
ごみの収集及び運搬の業務に従事した職員	1日	円											

		600
	半日	300
	12月29日～ 1月3日 1日	4,000
(略)		
<u>感染症の病気にかかっていると認められる者の収容又は消毒に従事した職員</u>	日額	500
<u>道路舗装作業に従事した現業職員</u>	日額	200
(略)		

		600
	半日	300
	12月29日～ 1月3日 1日	4,000
(略)		
<u>感染症の病気にかかっていると認められる者の収容又は消毒に従事した職員</u>	日額	500
<u>道路舗装作業に従事した現業職員</u>	日額	200
(略)		